

報道関係者 各位

令和元年11月1日

【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 拓

主任監察監督官 大島 充

(電話)028(634)9115

(FAX)028(632)6585

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

平成26年11月に成立した「過労死等防止対策法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。栃木労働局(局長 浅野 浩美)では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います。(資料1参照)

1 実施期間

令和元年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

2 主な取組

① 集中的な監督指導(重点監督)

過労死等に関して労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

② 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 令和元年11月20日(水)14:45～17:00

会場 白鷗大学 白鷗国際ホール(東館1階 小山市駅東通り2-2-2)

③ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

日時 令和元年11月19日(火)14:00～

訪問先 清原住電株式会社

栃木県内で長時間労働の削減に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行います。詳細は追って公表いたします。

④ (既に実施した事項) 無料電話相談の実施

日時 令和元年10月27日(日)9:00～17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」をフリーダイヤルで全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、相談を受け付けました。

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

※ 栃木県内の労働時間等の状況及びキャンペーンの詳細は、別紙のとおり。

栃木県内の労働時間等の状況と「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成30年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、さらに同月24日には、変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

こうした中、わが国においては依然として長時間労働の問題が認められ、過労死等(脳・心臓疾患、精神障害)に関する労災請求件数・支給決定件数も高水準で推移しています。とりわけ、栃木県においては、平成30年の労働者一人当たりの年間総実労働時間が前年より35時間減少し、1,739時間(全国1,706時間)となったものの、依然として所定労働時間及び所定外労働時間ともに経年的に全国平均を上回り続けていることから、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。

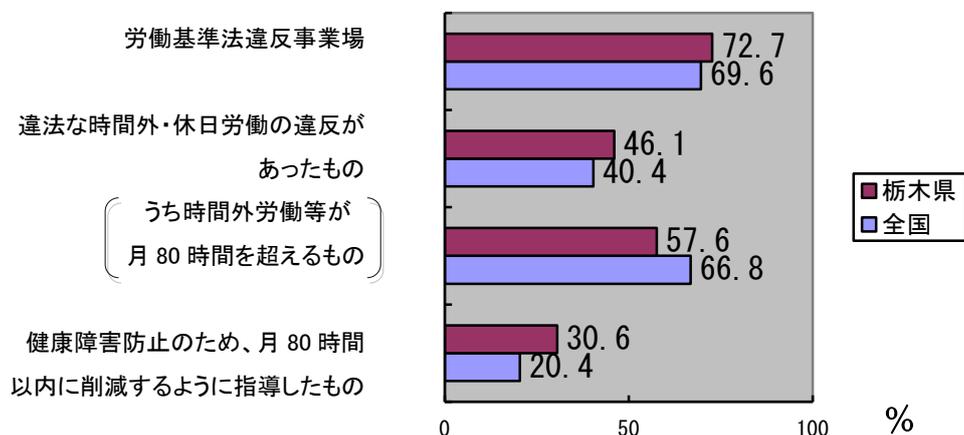
このため、栃木労働局では、過労死等防止啓発月間(資料2参照)でもある11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。キャンペーンにおける①～④の取組の詳細は、次のとおりです。

【栃木県・全国労働時間比較】 (事業所規模5人以上)



資料出所: 厚生労働省、栃木県「毎月勤労統計調査結果」

【長時間労働・監督指導結果】 (平成30年4月～平成31年3月)



① 集中的な監督指導(重点監督)

(昨年の内容については令和元年6月11日付けプレスリリースのとおり(資料3参照))

【対象とする事業場】

- ・ 過労死等に関して労災請求が行われた事業場
- ・ 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場
- ・ 離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

【重点的に確認・指導する事項】

- ・ 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 労働時間管理について確認し、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ・ 長時間労働が認められた場合は、時間外・休日労働の削減とともに、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

【重大・悪質な事案への対応】

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

② 過労死等防止対策推進シンポジウム(資料4参照)

日時:平成30年11月20日(水) 14:45~17:00

会場:白鷗大学 白鷗国際ホール(東館1階 小山市駅東通り2-2-2)

過労死を考える家族の会の方の体験談発表、栃木県内の企業の取組事例の発表、メンタルヘルス対策と働き方改革についての講演などを聞くことができます。

③ 無料電話相談の実施

平成30年11月4日(日)に「過重労働解消相談ダイヤル」をフリーダイヤルで全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり相談を受け付けします。

なお、「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

● 労働条件相談ほっとライン(資料5参照)

平日夜間と土・日に無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい! ろうどう

0120-811-610(月~金 17:00~22:00、土日 10:00~17:00)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

● 栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」

平日の8:30~17:15(祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く。)に相談を受け付けています。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

③ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

日時： 令和元年 11 月 19 日(火) 14:00～

訪問先： 清原住電株式会社（宇都宮市清原工業団地 18-5）

栃木県内で長時間労働の削減等に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行います。詳細は追って公表いたします。

④ その他(既に実施した事項)

・ 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取り組みに関する周知啓発等について、10月に労働局長及び労働基準部長から協力要請を行いました。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。
(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。
(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成31年4月、厚生労働省）

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「**過重労働解消相談ダイヤル**」**(無料)**を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年 10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713



以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

（厚生労働省委託事業）

フリーダイヤル は い ! ろうどう

労働条件相談ほっとライン **0120-811-610**

（月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

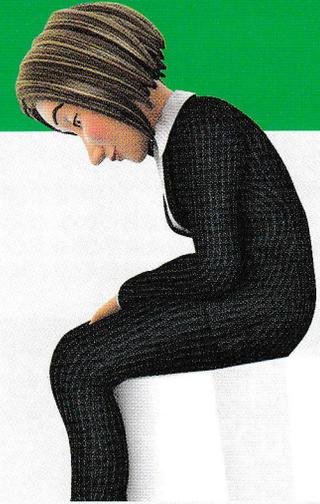


毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。



専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

事業主の
皆さまへ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ



過労死 **ゼロ** 実現のために

- 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木 会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、
健康で充実して働き続ける
ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワー・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2019年11月20日(水)

14:45~17:00(受付14:00~)

会場

白鷗大学 白鷗国際ホール(東館1階)
(栃木県小山市駅東通り2-2-2)

参加無料

[定員] 200名

途中参加可能

主催：厚生労働省

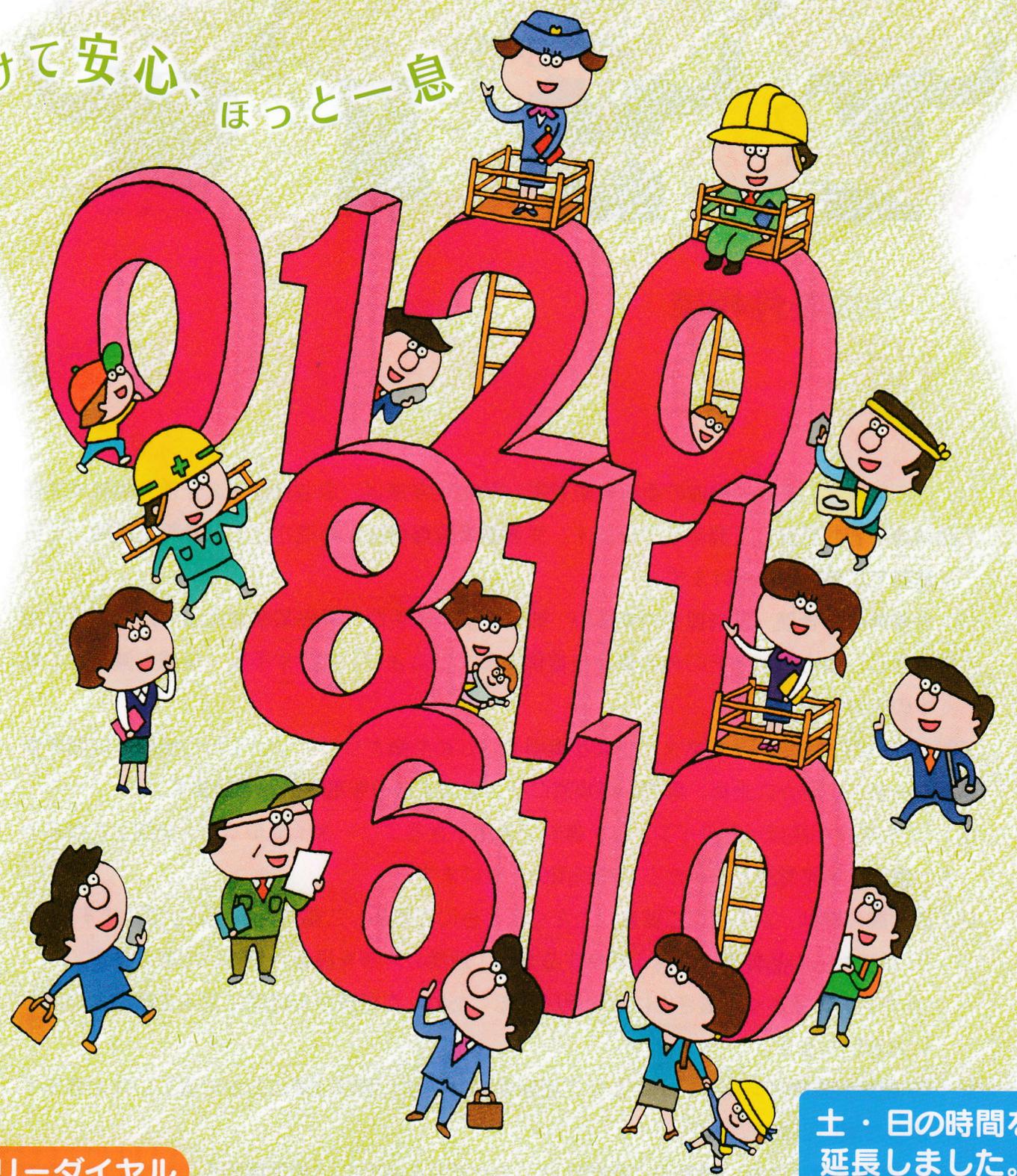
後援：栃木県、小山市、栃木県弁護士会、白鷗大学法政策研究所

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
栃木県経営者協会、連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木産業保健総合支援センター

労働条件をめぐる悩みや不安・疑問は

労働条件 相談 ほっとラインへ

かけて安心、ほっと一息



土・日の時間を延長しました。

フリーダイヤル

はい！ ろうどう

0120-811-610

相談
対応
時間

月～金	祝日を含む	17:00～22:00
土・日		9:00～21:00



※年末年始(12月29日、1月3日)はお休みです。